

「新富座こども歌舞伎」の会 会則

(名称と所在地)

第1条 本会は「新富座こども歌舞伎」の会と称し、事務局を東京都中央区新富一丁目17番10号におく。

(目的)

第2条 本会は、中央区の小学生在が歌舞伎を体験し、地元の人たちと共に歌舞伎をくらしの文化として伝承することを目的として活動する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) こども歌舞伎の上演。
- (2) その他、会の目的に必要な事業と活動。

(構成員)

第4条 本会は次の者から構成される。

- (1) 役員
- (2) 顧問
- (3) 運営委員
- (4) 座員
- (5) 賛助会員

2 本会の構成員は、名簿にて管理する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

2 代表は、本会を代表し、事業を統括する。

3 代表は、役員会により選出する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたとき、または事故あるときは、その職務を代行する。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 監事は、本会の会計監査を行う。

7 役員は、役員会の推薦により選出し、決定する。

8 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

9 役員に欠員が生じたときは、役員会の推薦によりこれを補充できる。

(顧問)

第6条 事業を円滑に行うため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表が役員会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員)

第7条 第2条の目的に賛同する者であって、かつ、第3条の事業の運営を支援する者を運営委員とする。

- 2 運営委員は、既存の運営委員からの推薦と代表の承認により選出する。また、運営委員からの脱退の申し出があった場合は、運営委員会による協議を行い、受理された日から運営委員でなくなる。
- 3 代表は、運営委員を委嘱できる。

(座員)

第8条 第2条の目的に賛同する者であって、かつ、こども歌舞伎の上演を実行または実行を支援する者を座員とする。

- 2 座員は、原則として会計年度(各回期)ごとに募集し、代表により選出する。

(賛助会員)

第9条 本会の目的に賛同し、活動を支援する者は賛助会員として登録できる。

- 2 賛助会員に関する会則は、別紙「賛助会員に関する規定」に定める。

(会議)

第10条 代表は、本会を運営するため、次の会議を招集する。

- (1) 総会 年1回以上
- (2) 役員会 随時
- (3) 運営委員会 随時
- 2 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 - (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 予算および決算に関すること。
 - (3) 会則の制定、および改廃に関すること。
 - (4) 構成員を退会させること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。
- 3 総会の出席者は、役員、顧問並びに運営委員とする。
- 4 総会の議長は、出席者のうちから選出する。
- 5 総会は、役員、顧問並びに運営委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 役員、顧問並びに運営委員がやむを得ない事情により総会を欠席する場合は、表決権行使書の提出または委任状の提出による他出席者への委任により議決権を行使でき、これを出席者とみなす。
- 7 総会決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。
- 8 総会は、対面、書面またはオンライン会議により開催する。

- 9 代表は、役員会並びに運営委員会を随時開催し、運営の具体的事項について協議できる。
- 10 運営委員は、必要に応じて役員会並びに運営委員会の開催を要求し、議案を提出できる。

(運営委員会)

- 第11条 本会の事務を処理するため、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、役員並びに運営委員にて執り行う。
- 3 運営委員会では、代表に委任された事務並びに総会、役員会、運営委員会にて定められた事項を処理する。
- 4 代表は、事務を統括する運営委員長を委嘱できる。

(会計)

- 第12条 本会の経費は、参加費、寄付金、賛助会費、及びその他の収入をもって充てる。
- 2 前項の額、徴収方法、その他必要な事項等については別に定める。
- 3 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日をもって終わる。
- 4 会計事務に関しては、会計並びに運営委員がこれを処理する。

(著作物および肖像権等の取り扱い)

- 第13条 本会の活動（公演、準備・練習等を含む。以下同じ）において、本会または本会から依頼を受けた者が作成・撮影した文書、資料、写真、動画その他の著作物にかかる著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、本会に帰属する。
- 2 本会の構成員が本会の活動の一環として、または本会の記録・広報目的で撮影・作成した写真、動画、文書等について、構成員は本会に対しその利用を包括的に無償で許諾し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 本会の活動内で撮影された写真・動画等に映る構成員の肖像について、構成員は、本会が記録、広報、活動報告、展示等の目的で利用（Web サイト、SNS、印刷物等への掲載を含む）することにあらかじめ同意するものとする。
- 4 前各項に定める写真、動画、文書等の利用・第三者への提供に関しては、代表または副代表により事前に許可された場合を除き、これを禁止する。
- 5 前項に基づき利用または提供が許可された場合であっても、構成員は、本会および第三者の名誉・信用・利益・プライバシーその他の権利を侵害する行為を行ってはならない。

(会則の改廃)

- 第14条 本会則の改廃は、総会の決議を必要とする。

附 則

- 1 本会則は、２００７年１月１日から施行する。
- 2 第２条～第１１条に係る改正については、２０２３年８月２０日に改正し、同日から適用する。
- 3 第１３条追加に係る改正については、２０２６年８月３０日に改正し、同日から適用する。